



平成 24 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 アパールデータ  
代表者名 代表取締役社長 嶋村 清  
(JASDAQ コード番号 6918)  
問合せ先 管理本部 部長 大関 拓夫  
電話番号 042-732-1000

## ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集要項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに当社の取締役および監査役に対し報酬として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 24 年 6 月 21 日開催予定の当社第 53 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲を高めるとともに当社株主との利害の共有化により、当社グループの企業価値向上に資することを目的とし、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行の要領

##### (1) 新株予約権割当の対象者

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員とする。

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 330,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

##### (3) 新株予約権の総数

3,300 個を上限とする。（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

##### (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭の要否

金銭の払い込みは要しない。

##### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定され

る1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に、前項(3)に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場（スタンダード）が公表する当社普通株式の最終価格の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合には、当該最終価格を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により、株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{(処分)株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日より2年を経過した日の属する月の翌月1日から3年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続、質入その他の処分は認めない。
- ③ 新株予約権に関するその他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株

式移転に関し、当社株主総会の承認決議がなされた場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合やその他の要因等により本新株予約権の全部または一部の行使が可能と見込めない場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (10)譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (11)組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（2）および（3）に準じて決定する。

##### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

##### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

##### ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

前記（8）に準じて決定する。

##### ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

##### ⑧ 新株予約権の取得の条件

前記（9）に準じて決定する。

#### (12)新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が

生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(13)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 取締役および監査役の報酬等の具体的な算出方法

当社の取締役および監査役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権 1 個あたり公正価額に、割当日において在任する取締役および監査役に割当てる新株予約権の総数を乗じた額とする。新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。なお本議案の対象取締役および監査役は、付議を予定しております監査役選任議案が原案どおり承認されますと、取締役 7 名（うち社外取締役 1 名）および監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）となります。

(注) 上記の内容については、平成 24 年 6 月 21 日開催予定の当社第 53 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上